

介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設朋寿苑は、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、利用者又は利用者を扶養する者は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 約款は、利用者が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、約款の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を、解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用頂いた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間をこえる場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供をすることが困難であると認めた場合
- ④ 利用者及び扶養者が、約款に定める利用料金を正当な理由なく2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に送付し、利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方の合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第7条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、同意を得た上で行なうこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第8条 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 2 前2項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第9条 当施設では、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村（介護保険事業所）、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等についての「苦情相談窓口」を設置し、担当職員に申し出ることができます。又、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス内容

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用頂くに当たり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、その他の職種によって通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者、扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ又、計画の内容については同意を頂くようになります。

3. サービスの内容

①通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

②食事 昼食 12時00分～

◎食事は原則として食堂でおとりいただきます。

◎献立は、管理栄養士が栄養のバランスを考え月間の献立（おやつも含む）を立案し、適時適温でお出しするようにしております。献立表を掲示し毎日の献立内容をお知らせしております。

◎利用者の嗜好を考え、選択メニュー、行事食等を取りいれています。

③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を必要とする利用者には特別浴槽で対応）ただし利用者の身体の状態に応じて清拭になる場合もあります。

④医学的管理・看護・介護（日々の健康状態をチェックし、早期対応、健康管理を行っています。）

⑤介護（利用者の状況に応じ適切な排泄・食事・入浴・環境整備等寝たきり防止の為、可能な限り離床することに努めています。）

⑥機能訓練（集団リハビリ・個別リハビリ）は理学療法士又は作業療法士が実施し又その指導のもとに看護・介護職員により利用者個人の居宅サービス計画に基づき機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めています。

⑦レクリエーション

◎各教室（絵画・陶芸・音楽・書道・料理・園芸・カラオケ・詩吟・裁縫・クラフト等の教室）

◎各行事（花見・節句・七夕・盆踊り・敬老会・家族交流会・運動会・文化祭・クリスマス会・カルタ会・節分・ひな祭り）等利用者の方に季節感を実感していただけるよう行事を組み、毎月の誕生会も合わせて実施しております。

⑧相談援助サービス

当施設では、担当職員が利用者及び家族からの相談に誠意をもって対応し援助を行うように努めます。

⑨栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

4. 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

協力医療機関 : 嬉野医療センター 嬉野市嬉野町大字甲 4 2 7 9 番地 3
(0954-43-1120)

関 連 病 院 : 嬉野温泉病院 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1 9 1 9 番地
(0954-43-0157)

協力歯科医療機関 : 船津歯科医院 嬉野市嬉野町大字下宿乙 2 2 0 2 - 3 9
(0954-43-0149)

いたや歯科医院 嬉野市嬉野町大字下宿甲 4 2 7 5 番地 6
(0954-43-3264)

5. 緊急時の対応及び連絡先

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介します。なお、緊急の場合には「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

介護老人保健施設『朋寿苑』概要

(1) 施設の概要

施設の名称等	医療法人財団 友 朋 会
・施設名	介護老人保健施設 朋 寿 苑
・開設年月日	平成元年5月22日
・所在地	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919番地
・電話番号	0954-42-2900
・ファックス番号	0954-42-2907
・管理者名	施設長 林原 歳久
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 4151780014

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、又利用者の居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って運営方針を定めております。ご理解頂いた上でご利用下さい。

【介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の運営方針】

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の事業は、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能回復を図るものとする。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制

	常勤・兼務	常勤・専任	非常勤
・医 師	1 以上		
・薬剤師			0.3
・看護職員	1 以上		
・介護職員	2 以上		
・理学療法士及び 作業療法士	2 以上		
・管理栄養士	1		0.6
・介護支援専門員	1 以上		
・事務員	1 以上		

(4) 通所定員 ・定員 50名

(5) 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設内の設備、器具本来の用途にしたがって利用し、これに反した利用により破損が生じた場合には、弁償を求めることもあります。
- ・決められた場所以外での喫煙はできません。
- ・施設内での宗教活動、賭事、物品の販売はできません。
- ・金銭、貴重品の管理は施設ではいたしません。
- ・飲酒及びペットの持ち込みはできません。

(6) 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器等を備えています。
- ・防災訓練 防火管理者を設置し消防計画及び風水害、地震の災害に対処する計画に基づき、避難訓練を年2回以上実施します。

(7) 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

(8) 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。又カウンターに備え付けられた「ご意見箱」をご利用下さい。

(TEL 0954-42-2900 FAX 0954-42-2907)

《介護保険に関するお問い合わせ・ご相談窓口》

- ・杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所
〒849-1304 鹿島市大字中村917-2 TEL0954-69-8222
- ・嬉野市役所 嬉野東部地域包括支援センター（嬉野庁舎福祉課内）
〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185 TEL0954-42-3306
- ・嬉野西部地域包括支援センター（嬉野老人福祉センター内）
〒843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2 TEL0954-27-7220
- ・嬉野市役所 塩田地区地域包括支援センター（塩田庁舎1階）
〒849-1492 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769 TEL0954-66-8001
- ・佐賀県庁 健康福祉本部 長寿社会課
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 TEL0952-25-7054
- ・佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒840-0832 佐賀市堀川町1-5 TEL0952-26-4302

(9) 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。